

美容室A s hの労働基準法違反の長時間労働と賃金からの天引き及び 「首都圏美容師ユニオン」結成について

2007. 11. 2

首都圏青年ユニオン

首都圏美容師ユニオン

首都圏青年ユニオンは2007年10月31日に首都圏青年ユニオン内のグループとして「首都圏美容師ユニオン」の結成をいたしました。美容業界で働いている方で、仕事の悩みやお困りのことがありましたら首都圏青年ユニオンと首都圏美容師ユニオンへ御相談下さい。

1. 美容室A s hの労働基準法違反について

美容室A s hを経営している株式会社アルテ サロン ホールディングスは、2005年より日本経済団体連合会の会員であるが、以下の労働基準法違反を行っています。

① 労働基準法違反の長時間労働

- ・36協定も結ばずに長時間の時間外労働をさせていた。(労働基準法36条違反)
- ・午前8時半から夜の12時近くまでの勤務実態。美容師に1ヶ月以上、朝10時から午後11時過ぎまで30分間の休憩のみでチラシ配布を指示。
- ・タイムカードもなく労働時間管理も一切なされていなかった。
- ・大量の未払い残業代の存在。株式会社アッシュは未だに支払う意思を表明していない。
「個別請求があれば支払う」と株式会社アッシュは団交で表明したが、そういう問題ではない。労働時間に応じた賃金の支払いは使用者の責任であり、使用者側が個別の労働者についての労働時間を精査して未払い賃金については支払うべきものである。

② 労働基準法違反の賃金からの天引き

- ・従業員代表を選出しないまま、労使協定もないままで賃金からの違法な控除を続けている。(労働基準法24条1項違反)
- ・教育費、共済費が天引きされているが、その用途が不明であり、また、その金額算出の根拠も不明である。教育費は、店舗に残っての練習にかかる実費であるかのような説明を団交席上ではおこなっているが、実際には基本賃金額に一律のパーセンテージをかけたものを賃金から控除しており、店舗施設の経費実費から算出されたものではない。
- ・違法な天引きが明らかになっている現在も、株式会社アッシュは返還を表明していない。
上記のような違法行為が経団連会員である関連企業でおこなわれているのが実態である。

これらの問題については、10月12日に開催した団体交渉の場でも首都圏青年ユニオンは株式会社アッシュ側に指摘し、10月24日には足立労働基準監督署に労働基準法違反で申告手続きをおこなった。しかしながら、現在にいたるまで、株式会社アッシュがこれらの違法に控除したものを返還するという意思表示はなされていない。未払い賃金についても支払われないままである。

これは、美容室A s hに限ったことではない。美容業界全体に、異常な長時間労働と違法行為が蔓延している。業界全体での問題解決が必要であるのはあきらかである。

2. 「首都圏美容師ユニオン」結成について

私たちは、ここに首都圏美容師ユニオンを結成します。美容業界全体に広がっている異常な長時間労働と違法行為によって、多くの若者が夢を断たれている。ワーキングプアが問題になっているが、それは非正規労働者にだけ存在するのではない。美容業界で働く若い正社員の美容師のほとんどがワーキングプアと呼ぶにふさわしい賃金水準の下で長時間の無法な労働条件で働かされている。この違法をなくし、美容師があたりまえに人間らしく働ける美容業界をめざして私たちは活動します。

① 「首都圏美容師ユニオン」について

- ・首都圏の美容師の労働条件の向上のために活動する。特に、異常な長時間労働の根絶、違法行為の根絶をめざす。
- ・首都圏以外からの労働相談も受け付けています。首都圏以外からの相談は、その地域に応じた適切な労働組合を紹介します。

② 当面の行動

- ・11月4日（日）午後2時30分～@渋谷ハチ公前
渋谷駅ハチ公前での大宣伝行動。美容室A s h渋谷店（道玄坂）前での宣伝行動。
- ・11月13日（火）午前10時～午後1時@横浜アリーナ
A s hなどが主催するヘアカットコンテスト会場前での大宣伝行動。

首都圏青年ユニオンおよび首都圏美容師ユニオンへの連絡先

TEL : 03-5395-5359

FAX : 03-5395-5139

Email : union@seinen-u.org

URL : <http://www.seinen-u.org/>